# 総則

# 1 教育課程改訂の経緯

#### (1) 背景

- ・生産年齢人口の減少, グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により, 社会構造や雇用環境は大きく, また急速に変化しており, 予測が困難な時代となっている。
- ・進化した人工知能 (AI) が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適 化されたりする IoT が広がるなど、Society5.0 とも呼ばれる新たな時代の到来が、社会や生活を 大きく変えていくとの予測もされている。
- ・予測困難な時代を迎える中で、選挙権年齢が引き下げられ、更に令和4(2022)年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会の形成に参画する環境が整いつつある。
- ・今後、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められる。

#### (2) 今回の改訂の経緯

平成 26 年 11 月, 文部科学大臣から, 新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について中央教育審議会に諮問を行った。

平成28年12月21日,「幼稚園,小学校,中学校,高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」が示される。

- ・"よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る"という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指す。
- ・学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」として の役割を果たすことができるよう改善を目指す。
- ・各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指す。
  - ①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
  - ②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
  - ③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施,学習・指導の改善・充実)
  - ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
  - ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
  - ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

平成29年3月31日に幼稚園教育要領,小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を,また同年4月28日に特別支援学校幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領が公示される。

高等学校については、平成30年3月30日に、高等学校学習指導要領が公示され、令和4年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用される。また、

それに先立って,新学習指導要領に円滑に移行するための措置(移行措置)を実施することとしている。

# 2 改訂の基本方針

- (1) 今回の改訂の基本的な考え方
  - ・「社会に開かれた教育課程」の重視
  - ・確かな学力の育成
  - ・豊かな心や健やかな体の育成

### (2) 育成を目指す資質・能力の明確化

学校教育が長年育成を目指してきた知・徳・体にわたる「生きる力」を具体化し、下記の三つの柱に再整理。全ての教科等の目標や内容も三つの柱で再整理された。

- ①「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」
- ②「理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「<u>思考力・判断力・</u> 表現力等」の育成)」
- ③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)」

#### (3)「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

- ①授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、授業改善を進める。
- ②各教科等において通常行われている学習活動(言語活動,観察・実験,問題解決的な学習など)の質を向上させる。
- ③1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で学びをどのように組み立ていくのかを考え、実現を図る。
- ④深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせる。
- ⑤生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら,確実な習得を図ることを重視すること。

### (4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

①学習の基盤となる資質・能力(言語能力,情報活用能力(情報モラルを含む。以下同じ。),問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を育成するためには、教科等横断的な学習を充実する必要がある。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現には、単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

②そのため、学校全体として、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立する。

#### (5) 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成,理数教育の充実,伝統や文化に関する教育の充実,道徳教育の充実,外 国語教育の充実,職業教育の充実など。

# 3 新学習指導要領のポイント

項目	改 訂	従 前
卒業までに 履修修得さ せる各教 科・科目の 単位数	履修:74 単位以上(第1章第2款3(1)) 修得:74 単位以上(第1章第4款2) * 履修には総合的な探究の時間の単位 数を含む。	履修:74 単位以上 修得:74 単位以上 * 履修には総合的な学習の時間の単位 数を含む。
必履修教 科・科目の 単位数	10 教科,35 単位以上 * 専門学科においては,専門教科・科目 による代替可 (第1章第2款3(2)ア(ア))	10 教科, 35 単位以上 * 専門学科においては, 専門教科・科 目による代替可
専門学科 になてを でを でを を 専門する を 関 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	25 単位以上 * 5 単位まで普通教科・科目による代替可。 (商業に関する学科においては、外国語に属する科目を5 単位まで含めることが可) (第1章第2款3(2)イ(ア))	25 単位以上 * 5 単位まで普通教科・科目による代替可。 (商業に関する学科においては、外国語に属する科目を5単位まで含めることが可)
職業教育を 主とする専 門学科にお ける原則履 修科目	農業:農業と環境,課題研究 工業:工業技術基礎,課題研究 商業:ビジネス基礎,課題研究 水産:水産海洋基礎,課題研究 家庭:生活産業基礎,課題研究 看護:基礎看護,看護臨地実習 情報:情報産業と社会,課題研究 福祉:社会福祉基礎,介護総合演習 (第3章各第3款1(2))	農業:農業と環境,課題研究 工業:工業技術基礎,課題研究 商業:ビジネス基礎,課題研究 水産:水産海洋基礎,課題研究 家庭:生活産業基礎,課題研究 看護:基礎看護,看護臨地実習 情報:情報産業と社会,課題研究 福祉:社会福祉基礎,介護総合演習
全日制の課 程の週当た りの授業時 数	30 単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、増加も可。 (第1章第2款3(3)イ) * 定時制については、学校が適切に定める。単位制による全日制については 制限なし。	30 単位時間を標準とする。ただし、必要がある場合には、増加も可。  * 定時制については、学校が適切に定める。単位制による全日制については制限なし。
年間授業週数	年間35週を標準とする。 必要がある場合には、特定の学期又は 期間(長期休業中に授業日を設定する場合を含む)に実施可。 (第1章第2款3(3)ア) * 定時制については、学校が適切に定める。 (第1章第2款3(3)ウ)	年間35週を標準とする。 必要がある場合には、特定の学期又は 期間(長期休業中に授業日を設定する場合を含む)に実施可。 * 定時制については、学校が適切に定 める。

項目	改 訂	従 前
授業の1単 位時間	学校において,各教科・科目の授業時数を確保しつつ,適切に定める。 (第1章第2款3(3)キ) * 10分から15分程度の短い時間を活用して,特定の教科・科目の指導を計画的かつ継続的に行う場合,その時間を授業時数に含めることも可。 (第1章第2款3(3)ク)	学校において、各教科・科目の授業時数を確保しつつ、適切に定める。  * 10 分間程度の短い時間を単位として、特定の教科・科目の指導を計画的かつ継続的に行う場合、その時間を授業時数に含めることも可。
総合的な探 究の時間 (新学指)/ 総合的な学 習の時間 (現行)	必履修としての扱い(3~6単位を標準)とし、各学校において適切に配当する。(第1章第2款3(1)イ、第2款3(2)ア(イ)) 総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事の各行事と同様の成果が期待できる場合、代替可能。 (第1章第2款3(3)ケ)	必履修としての扱い(3~6単位を標準)とし、各学校において適切に配当する。 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事の各行事と同様の成果が期待できる場合、代替可能。
	総合的な探究の時間 (職業教育を主とする専門学科において) 「課題研究」 総合的な探究 の時間 ・ 同様の成果が期待できる場合においては、履修の一部又は全部に代替可能。 (第1章第2款3(2)イ(ウ))	総合的な学習の時間 (職業教育を主とする専門学科において) 総合的な学習 ◆ 「課題研究」 「看護臨地実習」 「介護総合演習」 * 同様の成果が期待できる場合においては、履修の一部又は全部に代替可能。
	その他	その他
代替	専門学科においては、教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に代替可能。 (第1章第2款3(2)イ(イ)) 例:工業に関する学科で、「デザイン実践」等を「工芸 I」に、看護に関する学科で「基礎看護」や「人体の構造と機能」等を「保健」に代替。	専門学科においては、教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に代替可能。  例:工業に関する学科で、「工業数理基礎」を「数学 I」に、看護に関する学科で「基礎看護」や「人体と看護」等を「保健」に代替。

項目	改 訂	従 前
義務教育段 階での学習 内容の確実 な定着	生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。 ア 確実な定着を図るための学習機会を設ける。 イ 確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する。 ウ 確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に必履修教科・科目を履修させる。 (第1章第2款4(2))	学校や生徒の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば次のような工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。 ア 確実な定着を図るための学習機会を設ける。 イ 確実な定着を図りながら、必履修教科・科目の内容を十分に習得させることができるよう、標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する。ウ 確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に必履修教科・科目を履修させる。
道徳教育	<ul> <li>○ 道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る。</li> <li>○ 各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。 (第1章第1款2(2))</li> <li>○ 各校の道徳教育の全体計画を作成すること。</li> <li>○ 道徳教育の全体計画を作成する。</li> <li>○ 道徳教育の推進を主に担当する「道教育推進教師」をおくとともに、全教育が協力して道徳教育を展開すると。</li> <li>○ 人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面は、公民科のであること。</li> <li>○ 人間としての在り方生き方に関すると、共」及び「倫理」並びに特別活動であること。</li> <li>○ 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的</li> </ul>	<ul> <li>○ 道徳教育は、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより、その充実を図る。</li> <li>○ 各教科に属する科目、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、適切な指導を行うこと。</li> <li>○ 全教師が協力して道徳教育を展開すること。</li> <li>○ 各校の道徳教育の全体計画を作成すること。</li> </ul>
	に公表すること。 (第1章第7款1,4)	

項目	改訂	従 前
キャリア教育	生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その中で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。	学校においては、キャリア教育を推進するために、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験の機会を積極的に設ける。
特別活動	(第1章第5款1(3)) ホームルーム活動(全日制は年間35単位時間以上,定時制は特別の事情がある場合には減又は内容の一部を行わないことが可能),生徒会活動及び学校行事(適切な授業時数) (第1章第2款3(3)エ〜カ) * 通信制は卒業までに30単位時間以上,特別の事情がある場合にはホームホーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことが可能。 (第1章第2款5(6))	ホームルーム活動(全日制は年間35単位時間以上,定時制は特別の事情がある場合には減又は内容の一部を行わないことが可能),生徒会活動及び学校行事(適切な授業時数) * 通信制は卒業までに30単位時間以上,特別の事情がある場合にはホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないことが可能。
部活動	教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意。 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。(第1章第6款1ウ)	生徒の自主的,自発的な参加により行われる部活動については,学校教育の一環として,教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際,地域や学校の実態に応じ,地域の人々の協力,各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。
カリキュラム・マネジメント	各学校が教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の質の向上を図っていくことができるよう、カリキュラム・マネジメントとは何かを定義するとともに、その充実について示している。 (第1章第1款5)カリキュラム・マネジメントを、校長の方針の下に、全教職員の適切な役割分担と連携に基づき行うとともに、学校評価と関連付けて行うことを示している。 (第1章第6款1ア)	

項目	改 訂	従 前
	主に集団の場面で必要な指導や援助を	
	行うガイダンスと,個々の生徒の多様な	
441	実態を踏まえ,一人一人が抱える課題に	
カウンセリング	個別に対応した指導を行うカウンセリン	
	グの双方により,生徒の発達を支援する	
	ことを明記。	
	(第1章第5款1(1))	
	年間7単位を超えない範囲で,当該修	
通級指導に	得した単位数を当該生徒の在学する高等	
よる単位の	学校等が定めた全課程の修了を認めるに	
修得	必要な単位数に加えることができる。	
	(第1章第5款2(1)イ)	

#### 教育課程の編成

- 〇 平成31年度入学生用:教育課程の特例については、基本的に、在籍するすべての生徒に適用。ただし、総合的な探究の時間に関する特例については、平成31年度以降に高等学校に入学した生徒に適用し、家庭に関する特例については、平成30年度以降に高等学校に入学した生徒に適用。その他は現行の学習指導要領に従って編成。
- 令和4年度入学生用:すべて新学習指導要領に従って編成。

#### 4 教育課程編成上の留意点 (文部科学省HP引用 URL:

https://www.mext.go.jp/a\_menu/shotou/new-cs/qa/1422365.htm)

問1 「社会に開かれた教育課程」とは、具体的にどのような実践が求められるのでしょうか。

(答)

平成 29・30 年改訂学習指導要領では、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を共有し、社会と連携・協働しながら、未来の作り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を重視し、その理念を前文に明示しています。

各学校においては、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、生徒や地域の実態に応じて、学校として目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくことが求められます。具体的には、例えば、①学校運営協議会や学校評議員会、地域学校協働本部、保護者説明会、学校だよりなどの場や機会を生かした、自校の教育目標やその実現に向けた教育課程の編成方針の共有や意見聴取の実施、②学校の教育活動に地域住民や保護者の協力を得る際に、それらの教育活動を通して、生徒にどのような資質・能力の育成を目指しているのかを共有したり、教育活動終了後に協力を得た方から、実施上の成果や課題を聞き取り、次年度以降の改善の参考としたりすることなどが考えられます。

重要なことは、教育課程を学校や先生方だけが知っている閉じたものとせずに社会に開いていくことです。教育課程を通して、学校の教育目標や教育活動を家庭や地域に理解してもらい、連携・協働を進めることが大切です。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第1章第2節2(2)

問2 「生きる力」と資質・能力の3つの柱である「知識及び技能」,「思考力,判断力,表現力等」,「学びに向かう力,人間性等」はどのような関係にあるのでしょうか。

(答)

今回お示しした「資質・能力の3つの柱」は、国内外の分析を踏まえつつ、「生きる力」や各教科等の学習を通して育まれる資質・能力、学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力といった、あらゆる資質・能力に共通する要素を整理したものです。

確かな学力,豊かな心,健やかな体の育成を支えるのが,「知識及び技能」の習得,「思考力,判断力,表現力等」の育成,「学びに向かう力・人間性等」の涵養という「資質・能力の3つの柱」という関係になります。

各学校では、学校教育全体並びに各教科等における指導等において、資質・能力の3つの柱のバランスある育成を通して、生徒一人一人の「生きる力」の育成に努めることが求められます。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第1節3

# 問3 学習指導要領の改訂に合わせて、学校の教育目標を見直す必要があるのでしょうか。

(答)

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、 その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育 課程の編成について、その基本的な方針を家庭や地域と共有していくことが重要です。

学習指導要領の改訂を踏まえて,改めて自校の教育目標を含めた教育課程編成の基本方針(例えば,「目指す生徒像」や「指導の重点」など)を捉え直し,必要な見直しを行うことが求められます。

学校のグランドデザインや学校経営計画に記される学校教育目標等の策定は、教育課程編成の一環でもあり、カリキュラム・マネジメントの中心となるものでもあります。これまでも各学校で行われてきた学校評価において、目指すべき目標を、子供たちにどのような資質・能力を育みたいかを踏まえて設定し、教育課程を通じてその実現を図っていくことは、問6のカリキュラム・マネジメントの具体的な実践にもつながります。なお、学習指導要領解説(総則編)に学校の教育目標の設定に際し重要な視点として次のようなものが挙げられていますので、参考にしてください。

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- (2)教育委員会の規則, 方針等に従っていること。
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること。
- (5)教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6)評価が可能な具体性を有すること。
- (参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節1
- 問4 平成29・30年学習指導要領に、「アクティブ・ラーニング」という言葉が使われていないのはなぜでしょうか。

(答)

「アクティブ・ラーニング」という用語については、文脈等により様々な定義で用いられることから、法規としての性格を有する学習指導要領ではこれを用いずに、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善としてお示ししています。

これは、平成28年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」における「平成26年11月の諮問において提示された『アクティブ・ラーニング』については、子供たちの『主体的・対話的で深い学び』を実現するために共有すべき授業改善の視点として、その位置付けを明確にすることとした」との提言を踏まえたものであり、生徒の資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びの視点(アクティブ・ラーニングの視点)からの授業改善を図ることが重要であるという認識は変わっていません。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第4章第1節1(1)

# 問5 各教科等の「見方・考え方」について、授業の中でどのように生かしていくべきでしょうか。 (答)

各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」については、各教科等の習得・活用・探究という学習過程の中で働かせることを通じて、より質の高い「深い学び」につなげ、それによって、生徒の資質・能力の3つの柱の育成を図ることが重要です。

各教科等の解説では、当該教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせるとはどういうことであると考えられるかを示していますので、ご参照ください。なお、各教科等の解説において示している「見方・考え方」は主要なものであり、「深い学び」の視点からは、それらの「見方・考え方」を踏まえながら、学習内容等に応じて柔軟に考えることが重要です(例えば、社会科においてグラフを読む際に「数学的な見方・考え方」を働かせる場合なども考えられます)。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第4章第1節1(1)

#### 問6 カリキュラム・マネジメントとは、具体的にどのような実践をしたらよいのでしょうか。

(答)

「カリキュラム・マネジメント」のねらいは「教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと」(総則第1款5)にあります。

各学校では、これまでも、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程の編成の基本方針を定め、各種指導計画を作成し、指導体制を含めた校務分掌を整え、授業の実施に必要な予算を配当したり、地域からの協力を得ながら、それらに基づいた日常の授業を展開し、授業の成果や課題を見取ったりしながら、次年度の改善につなげるといった形での教育活動の質の向上を図ってきていると思います。

新学習指導要領の下ではますます,自校にある「学校の教育目標」や,その実現に向けた「教育課程の編成の方針」,「各種指導計画」,「校務分掌や予算の配当などの人的・物的な体制」が,自校の教育活動の質を最大限に高めることができるものとなっているか,教科等を超えて育成される学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応する資質・能力がねらいどおりに育成されているか,地域の人的・物的資源の活用について考えることはできないか,といった点について,学校として組織的,計画的,継続的に,その実施状況を把握して,改善を図っていく視点をもつことが重要です。

「カリキュラム・マネジメント」の充実を図るためには、例えば、①学校評価との関連付けを図り、PDCA サイクルを機能させること、②職員会議や学年会、教科主任会など既存の関連の会議の場を生かすこと、③学校運営協議会や学校評議員会、保護者説明会、学校だよりなどを活用すること、などが考えられますが、それぞれの学校の実態に応じて、既存の取組や組織を生かしつつ、そ

の取組の質の向上を図っていくことが求められます。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第1節5

# 【履修の順序について】

問7 科目の履修はどのような順序で行えばよいでしょうか。

(答)

科目の履修の順序については、学習指導要領の各教科の「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1の記載を踏まえ、適切に御対応いただきたいと考えています。

なお, 高等学校学習指導要領解説(総則編)において, 履修の順序については以下のような説明 があるので, 併せて参考にしてください。

「数学 I」,「数学 II」,「数学 II」,「情報 II」,あるいは「音楽 I」,「音楽 II」,「音楽 II」,「一点 I1」,「一点 I2」,「一点 I3),「一点 I4),「一点 I4),「一点 I5),「一点 I6),「一点 I7),「一点 I8),「一点 I9),「一点 I9),一点 I9)

また、例えば、地理歴史科において、「地理総合」を履修した後に「地理探究」を、「歴史総合」を履修した後に「日本史探究」、「世界史探究」を、それぞれ履修させるものとしていたり、理科において、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の各科目については、それぞれに対応する基礎を付した科目を履修した後に履修させるものとしていたりするなど、必履修科目と選択科目の履修の順序については、教科ごとに必要に応じて定めている。一方、家庭科については、「家庭基礎」と「家庭総合」を設けているが、科目の名称はその特徴を示しているものであり、履修における順序性を示すものではない。新設教科である理数科において設けられた「理数探究基礎」及び「理数探究」についても、履修における順序性は示していないが、目標や内容を段階的に構成している。

(参考) 平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(1)イ

#### 【標準単位数について】

問8 平成30年改訂高等学校学習指導要領総則の第2款3(1)イにある「生徒の実態等を考慮し、特に必要のある場合には、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を増加して配当することができる。」とは、どのような場合でしょうか。

(答)

学習指導要領解説(総則編)には、各教科・科目に単位数を増加して配当するのが適当と思われる例が次のように示されています。

- (ア) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付け させるための時間に充当する場合
- (イ) 理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合
- (ウ) 特定の技術,技能等を反復,習熟させるための時間に充当する場合

なお、標準単位数より多くの単位数を配当する場合に、どの程度の単位数を増加して配当する かについては、各教科・科目の目標、内容や指導上の配慮に応じ合理的とみられる範囲内で適切に 定めることが必要です。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(1)イ

問9 1つの教育課程において、同一科目について一部の生徒について増単を認めてもよいでしょうか。

(答)

標準単位数より多くの単位数を配当する場合、学校の方針により増加単位数を含めてすべての生徒に履修させることも、あるいは増加単位を特定の類型に所属する生徒など一部の生徒のみに履修させることもあり得ます。ただし、いずれの場合においても、指導計画に位置付けた上で、各教科・科目の目標等に照らして適切な範囲で行われるべきことは当然であり、例えば、履修の途中で追加的に単位を配当したり、学習の進度に応じて一部の生徒のみに追加的に単位を配当したりすることなどは適切とは言えないと考えます。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(1)イ

問 10 標準単位数より多くの単位数を配当したり、少ない単位数を配当したりすることができるのは、それぞれどのような場合でしょうか。

(答)

各教科・科目における増単、減単の条件については、平成30年改訂高等学校学習指導要領解説 (総則編)第3章第2節の3(1)のイ②に、以下のような表で示しています。この表及び解説第3章第2節の3(1)のイ②や第3章第2節の3(2)のア②の内容を踏まえて、各学校において適切に 単位を配当していただきたいと考えています。

単位を配当していたださだいと考えています。 		
	単位を増加すること(増単)	単位を減ずること(減単)
必履修教	○ 以下のような場合には、増単するこ	○ 原則として、標準単位数よりも減ずること
科・科目	とが考えられる。	はできない。
の場合	①義務教育段階での学習内容の確実な	
	定着を図る場合を含め、基礎的な知識を	○ 減単が可能なのは、「生徒の実態及び専門
	十分身に付けさせるための時間に充当	学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」
	する場合	のみとされている。また、その場合において
	②理解の難しい科目の内容を十分習得	も、標準単位数が2単位である場合には単位
	させるための時間に充当する場合	を減じることはできない。
必履修教	③特定の技術,技能等を反復,習熟させ	○ 原則として、標準単位数よりも減ずること
科・科目	るための時間に充当する場合	はできない。
以外の場		
合	○ 標準単位数の標準の幅については特	○ ただし、以下のいずれかの場合には単位を
	に定めはないが、それには一定の限度が	減ずることが可能である。
	あるとされている。しかし、能力等の多	①生徒の実態から標準単位数による授業時数
	様な生徒の実態等を考慮し、生徒の学習	より短い時数で当該各教科・科目の目標の実
	内容の習熟の程度などから判断して、時	現が可能であると判断される場合
	間をかけてその習熟を図るため特に必	②原則的には各教科・科目の標準単位数によ
	要がある場合には、その限度を超えて大	って授業を行うことが望ましいが, 教科・科目
	幅に単位数を増加させることができる	の特質から一部の内容項目を取り上げること
	こととしている。例えば、「数学I」につ	も可能である旨が規定されており、生徒の特
	いて、生徒の実態により、特に授業時数	性や学校の実態等に応じてやむをえない場合
	を大幅に増加して、5単位や6単位を配	

当することも可能であり、これを修得した場合、それを卒業に必要な単位数の中に算入することになる。

○ なお、上記の場合においても、生徒の実態 等を十分考慮して履修に無理のないように単 位数を定める必要がある。

(参考) 平成 30 年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(1)イ② 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(2)ア②

問11 各学校が標準として学習指導要領に示されている単位数よりも増やしたり減じたりして配当することについて、都道府県教育委員会が作成する「高等学校教育課程編成の手引」等の中で一定の制約を設けることは可能でしょうか。

(答)

高等学校の設置者は、地域の実状や学校・学科等の特性等に応じ、設置する高等学校の教育課程の編成について指導することは可能ですので、例えば、高等学校の設置者である都道府県教育委員会が、学習指導要領に標準として示されている各教科・科目の単位数を各学校が増やしたり減らしたりして配当することについて制限を設けることも可能です。

# 【総合的な探究の時間の履修等について】

問12 総合的な探究の時間について、「特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とされていますが、この趣旨及び「特に必要がある場合」の具体的な内容はどのようなものですか。

(答)

総合的な探究の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3~6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目(学校設定教科・科目を含む。)において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限って、総合的な探究の時間を履修させる単位数を2単位とすることができるという趣旨です。したがって、2単位に減ずることができるのは、限定的であることに十分注意しなければなりません。

生徒に履修させる総合的な探究の時間の単位数については、各学校で十分に検討した上で編成するとともに、教育課程における総合的な探究の時間の位置付けを明確にすることが必要です。特に、標準単位数を減ずる場合においては、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて、各教科・科目において、教科等横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことなどを明示するとともに、総合的な探究の時間の全体計画においても具体的に示すことなどが求められます。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(2)ア(イ)

#### 【各教科・科目等の授業時数等について】

問 13 10 分から 15 分程度の短い時間を単位として特定の各教科・科目の指導を行う場合について、 留意すべき点は何でしょうか。

(答)

10 分程度の短い時間を単位として指導を行う際には、当該各教科・科目や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要です。このため、既に学習した内容の確実な定着を図るための繰り返し学習などであれば、10 分間程度の時間における指導になじみうるものと考えられますが、それまでに生徒が学習したことのないような内容を10 分程度の短い時間に指導することは通常は想定し難いと考えられます。

また,特別活動のホームルームの時間や総合的な学習の時間などについても,通常は10分程度の短い時間を単位として指導を行うということは想定し難いと考えられます。

各教科・科目等における短時間を活用した授業時間の設定に際しての留意点を整理すると、次のとおりです。

- 各教科・科目等の特質を踏まえた検討を行うこと
- ・単元や題材など内容や時間のまとまりの中に適切に位置付けることにより, バランスの取れた 資質・能力の育成に努めること
- ・授業のねらいを明確にして実施すること
- ・教科書や、教科書と関連付けた教材を開発するなど、適切な教材を用いること (参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(3)ク

# 問14 休業日の期間に授業日を設定することは可能なのでしょうか。

(答)

学習指導要領総則第2款3(3)において、「各教科・科目の授業を特定の学期又は期間(夏季、冬季、学年末等の休業日に授業日を設定する場合を含む。)に行うことができる」ことを示し、各教科・科目の授業については、各学校の創意工夫で一層弾力的に運用できるようにしています。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(3)サ

#### 【義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫について】

問 15 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るために、学校設定教科・科目を設定する場合、 当該科目の目標や内容には高等学校の内容を含まなければならないのでしょうか。(義務教育段 階の復習だけを目的とすることはできるのか。)「義務教育段階での学習内容の確実な定着を図 ることを目標とした学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させるように すること」とありますが、このような学校設定教科を高等学校で開設することは、第2款3(1) エに示される「その科目の属する教科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十 分配慮」と矛盾しないのでしょうか。

(答)

義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることだけを目的とする学校設定教科・科目も開設することが可能です。

なお、学校設定科目の目標や内容については、「その科目の属する教科の目標に基づき」定めることとされており(総則第2款3(1)工及びオ)、学校設定教科及び当該教科に関する科目の目標や内容については「高等学校教育としての水準の確保に十分配慮」しなければならないとされていますが(総則第2款3(1)工及びオ)、高等学校教育の目標は義務教育の成果を発展・拡充させることであることから、生徒の実態に応じ義務教育段階の学習内容について確実な定着を図り、その成果を発展・拡充させるために、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定教科・科目を高等学校の教科・科目として開設し、その単位数を卒業までに修得すべき

単位数に加えることは、このような高等学校教育の目標や総則第2款3(1)工及びオの規定に適合するものです。

高等学校を卒業するまでに全ての生徒が必履修教科・科目の内容を学習する必要がありますが、その内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが必要です。 それが不十分であることにより必履修教科・科目の内容が理解できないということのないよう、 必履修教科・科目を履修する際又は履修する前などにそうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮を求めているのが当該規定の趣旨です。

したがって、学校設定教科・科目を設定する際には、当該学校設定教科・科目を含めた各教科・ 科目の体系性・系統性等を踏まえながら、高等学校を卒業するまでに必履修教科・科目の内容を理解し、身につけられるよう、高等学校3年間の教育課程を見据えた上で、当該学校設定教科・科目の目標や内容を定めるべきことに十分留意することが必要です。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(1)工,才

問 16 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目については、必履修教科・科目と並行履修することとしてもよいでしょうか。

(答)

学校設定科目を必履修教科・科目と並行履修することについては、学習指導要領上は特段の制 約がないため可能ですが、むしろ、当該必履修教科・科目の単位数を増やした上で、適宜義務教育 段階の学習を取り入れる方が、当該必履修教科・科目の内容や進度に応じて、より柔軟に指導する ことを可能にすると思われます。

また,義務教育段階の学習内容の定着が不十分である場合などは,その定着を図った上で,高等学校の必履修教科・科目の履修をすることが指導の効果が高いケースも多いと考えられます。

いずれにせよ,教育課程の編成上の都合だけからではなく,生徒の実態や期待される学習効果等を踏まえて適切な教育課程を編成することが必要です。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第3章第2節3(2)

#### 【単位の修得について】

問 17 2以上の年次にわたって分割履修させる教育課程を編成する場合の留意事項を教えてください。

(答)

総則第4款1(3)において「学校においては、生徒が1科目又は総合的な探究の時間を2以上の年次にわたって履修したときは、各年次ごとにその各教科・科目又は総合的な探究の時間について履修した単位を修得したことを認定することを原則とする。」とあります。これについては、解説に「各教科・科目の単位数を配当する場合、ある年次で各教科・科目に配当した単位数全部の履修を完結する場合もあるし、2以上の年次にわたって分割して履修する場合もある。2以上の年次にわたって分割履修する場合には、原則として、年次ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定することとなる(第1章総則第4款1(3))。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず、当該各教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該各教科・科目を修得したこととなる。」とあります。また、次の段落から説明があるように、2以上の年次にわたって各教科・科目等を履修する場合の基本的な扱いは、従前と同様であるが、例えば、特定の年度における授業時数は1単位(35

単位時間)に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能とするため、単位認定は年次ごとに行うことを「原則とする」とされている。

なお、修得を卒業の要件と学校が定めている各教科・科目については、たとえその一部分の単位を分割履修し、修得してもそれをもってその各教科・科目の修得とすることはできず、したがって、卒業の要件を満たすことはできない。しかし、当該各教科・科目の修得が卒業の要件とされていない場合は、認定された一部分の単位はそれ自体、修得した単位数としてそれぞれの学校で定める卒業に必要な単位数の中に含めて取り扱うことが可能である。」とされています。2以上の年次にわたって分割履修させる教育課程を編成する場合には、以上のようなことに留意するようお願いします。

(参考) 平成30年改訂高等学校学習指導要領解説(総則編)第5章1(3)

問 18 学習指導要領の改訂に伴う大学共通入学テストの受験科目変更については、どのようになる 予定でしょうか。

(答)

改訂後の学習指導要領で学んだ生徒が受験する大学入学共通テストの出題教科・科目について は、令和6年度の実施に向けて、大学入試センターにおける検討や、関係団体の意見等を踏まえな がら検討を進めていきます。

試験の実施に向けて関係各位が十分な準備期間を確保できるよう、その検討状況については、 大学入試センターにおける検討のまとめや文部科学省における実施方針の策定などにおいて必要な情報を順次公表していく予定です。

# 【道徳教育について】

問19 高等学校における道徳教育は、どのように行えばよいのですか。

(答)

まず、高等学校における道徳教育は人間としての在り方生き方に関する教育として、小・中学校の道徳教育と同様、学校の教育活動全体を通じて行うものとされており、校長の方針の下に道徳教育の全体計画を作成し、道徳教育推進教師を中心として、全教師が協力して道徳教育を行うこととされています。例えば、各教科・科目等における人間としての在り方生き方に関する教育としては、各教科・科目のそれぞれの特質に応じて、各教科・科目等の目標や内容と道徳教育を関わらせたり、学習活動や態度と道徳教育を関わらせたりすることが考えられます。なお、高等学校では小・中学校と異なり、道徳教育の要として位置づけられる「特別の教科 道徳」(道徳科)はありませんが、その発達の段階を踏まえ公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることが示されています。

問 20 高等学校における人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面とされている,公 民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動では,どのような指導を行えばよいのですか。

(答)

公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面とされているのは、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げているからです。

「公共」では、人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、幸福、正義、公正などに着目して、現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解し、それらについての考え方や公共的な空間における基本的な原理を活用して、現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら、構想したことを議論する力を養う学習を行い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深めることとしています。

「倫理」では、人間としての在り方生き方についての見方・考え方を働かせ、古今東西の幅広い知的蓄積を通して、より深く思索するための手掛かりとなる概念や理論について理解し活用して、現代の倫理的諸課題の解決に向けて、論理的に思考し、思索を深め説明したり対話したりする力を養い、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚を深めることとしています。特別活動では、その目標に、「集団活動に自主的、実践的に取り組み」、「互いのよさや可能性を発揮」、「集団や自己の生活上の課題を解決」など、道徳教育でもねらいとする内容が含まれています。さらにまた、特別活動の目指す資質・能力には、「多様な他者との協働」、「人間関係」、「人間としての生き方」、「自己実現」など、道徳教育でもねらいとする内容と共通している面が多く含まれており、特別活動の道徳教育において果たすべき役割は極めて大きいものがあります。

したがって、特別活動における、ホームルーム活動や学校の生活における集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的な実践の指導を行う重要な機会と場となっていることに留意する必要があります。

# 問21 高等学校における道徳教育の全体計画作成のポイントは何ですか。

(答)

高等学校の道徳教育の全体計画は、人間としての在り方生き方に関する教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画です。したがって、作成にあたっては以下のような点に留意する必要があります。

- ・校長が道徳教育の明確な方針を示すとともに、指導力を発揮して道徳教育推進教師が中心となって全教師が全体計画の作成に協力するような体制を整える必要があります。
- ・全教師が,道徳教育の重要性や特質について理解が深められるよう,関係する教育法規,教育課程の仕組み,時代や社会の要請,生徒の実態,保護者や地域の人々の意見などについての研修を行うことにより,日常的な指導の中での課題を明確にする必要があります。このことによって,全体計画作成に関わる教師の意識の高揚を図ることができ,その積極的な活用につなげることができます。
- ・道徳教育の指導の方針や重点を基に、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動における 道徳教育との関連を捉え全体計画に位置付ける必要があります。また、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験活動なども全体計画の中に適切に位置づけることも大切です。
- ・生徒の実態や発達の段階,生徒との信頼関係を育む具体的な方策,保護者や地域の人々の意見に 耳を傾け,それを全体計画に反映させ,必要に応じて指導に活用する柔軟な姿勢が大切です。

#### 問 22 高等学校における道徳教育推進教師の役割にはどのようなものがありますか。

(答)

道徳教育推進教師には、人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて推進する上での中心となり、全教師の参画、分担、協力の下に、その充実が図られるよう働きかけていくことが望まれます。このため、道徳教育推進教師については、その職務の内容に鑑み、校長が適切に任命するとともに、課程や学科など学校の実態に応じて人数等に工夫を加えるなどの創意工夫が求められます。また、全教師による協力体制を整えるためには、各学校において道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要がありますが、具体的には、例えば次のような役割が考えられます。

- ・道徳教育の全体計画の作成に関すること
- ・全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ・道徳教育用教材の整備・充実・活用に関すること
- ・道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- ・道徳教育の全体計画の公開など家庭や地域社会との共通理解に関すること
- ・道徳教育の研修の充実に関すること
- ・道徳教育の全体計画の評価に関すること

# 【令和4年度以降の旧(現行)教育課程の教科・科目の開講について】

問23 単位制の学校において、令和4年度以降は旧課程の下で学ぶ生徒と新課程の下で学ぶ生徒が 両方在籍することになりますが、開講講座(新課程科目・旧課程科目)をどのように設定したら よいでしょうか。

#### (答)

入学年次の学習指導要領に基づくことが原則であるので、旧学習指導要領が適用される生徒が 在籍する場合は、当該生徒が卒業するために必要な各教科・科目が履修できるよう、旧学習指導要 領及び新学習指導要領の科目のそれぞれを開設することが求められます。

しかしながら、旧学習指導要領の科目を開設することで、他の生徒の教育課程の編成に支障をきたす恐れがあり、かつ旧学習指導要領に基づく科目と新学習指導要領に基づく科目とで同一である部分が多く、指導上の工夫が可能であれば、新学習指導要領の科目を旧学習指導要領の科目の履修とみなすことは可能です。

以上を踏まえ,学校の状況や学校設定科目を開設しようとする教科の目標,内容等を勘案し,各 学校において適切にご判断いただくことが大切です。